

鹿児島市

令和7年3月3日告示第261号

制限付き一般競争入札分

入札説明書

入札事項名

- (1) 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（手押し車）給付業務契約
- (2) 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（電磁調理器）給付業務契約
- (3) 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（吸引器）給付業務契約

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課

電話 099-216-1267

入札説明書

令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（手押し車・電磁調理器・吸引器）給付業務契約に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和7年3月3日

- 2 入札執行者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

- 3 契約担当課 〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課
電話 099-216-1267
ファックス 099-224-1539
電子メールアドレス chouju-zai@city.kagoshima.lg.jp

4 入札に付する事項

- (1) 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（手押し車）給付業務契約
- (2) 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（電磁調理器）給付業務契約
- (3) 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（吸引器）給付業務契約

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の(1)から(8)までを全て満たし、かつ、(9)から(11)までのうち入札に参加しようとする品目の種類に応じた資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までにおいて、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (9) 手押し車
- ア 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の大分類「430医療用機器」のうち小分類「433介護器具」に登載され、指名競争入札参加資格を有する者であること。
- イ 令和4年度以降において、当該業務又はこれに類する業務の実績があること。
- (10) 電磁調理器
- ア 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の大分類「180電気製品」のうち小分類「181家庭電化」に登載され、指名競争入札参加資格を有する者であること。
- イ 令和4年度以降において、当該業務又はこれに類する業務の実績があること。
- (11) 吸引器
- ア 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の大分類「430医療用機器」のうち小分類「431医療用機械器具」又は「433介護器具」に登載され、指名競争入札参加資格を有する者であること。
- イ 令和4年度以降において、当該業務又はこれに類する業務の実績があること。

6 資格審査申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 用紙の交付及び受付期間
令和7年3月3日（月）から同月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 用紙の交付及び受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (3) 用紙の交付場所、受付場所及び問い合わせ先
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課在宅支援係（本館1階）
電話 099-216-1267
- (4) 提出書類及び提出部数
次に掲げる書類を各1部（ア及びイについては、入札に参加しようとする品目ごとに1部ずつ）提出すること。
- ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
- イ 納入実績調書（様式あり）

- ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（公告日以後に発行のものに限る。）
- エ 同等品確認書（手押し車及び電磁調理器について同等品で応札をしようとする者に限る。）

(5) その他

- ア 申請書等の様式、仕様書その他の情報については、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。
- イ 提出書類は、提出日現在で作成すること。
- ウ 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- エ 提出された申請書等は、返却しない。
- オ 同等品確認書に対する回答は、令和7年3月12日（水）以降、ファックスにて回答する。

7 契約条項を示す場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課在宅支援係（本館1階）

電話 099-216-1267

8 仕様書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、公告日から令和7年3月21日（金）までの間、鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書（様式あり）に質問事項を記載し、電子メール又はファックスで送付し行わなければならない。
 - ア 提出期限
令和7年3月5日（水）午後5時15分まで
 - イ 提出先
鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課在宅支援係
電子メールアドレス chouju-zai@city.kagoshima.lg.jp
ファックス番号 099-224-1539
 - ウ 質問書様式交付場所
本市ホームページにおいて入手することができる。
- (3) (2)に対する回答は、令和7年3月7日（金）までに、本市ホームページ上に掲載する。

9 入札説明会

実施しない。

1 0 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

- ア 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（手押し車）給付業務契約
令和7年3月21日（金）午後3時から
- イ 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（吸引器）給付業務契約
令和7年3月21日（金）午後3時30分から
- ウ 令和7年度鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（電磁調理器）給付業務契約
令和7年3月21日（金）午後4時から

(2) 場所

- 鹿児島市山下町11番1号
- 鹿児島市役所本館1階長寿支援課A会議室

1 1 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

1 2 最低制限価格

設定しない。

1 3 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

1 4 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 入札金額を加除訂正した入札書による入札
- オ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- カ 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
- キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 手押し車の入札にあっては、入札書記載金額と積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札

コ 手押し車の入札にあつては、記名のない積算内訳書又は記載事項を判読しがたい積算内訳書による入札

サ 手押し車の入札にあつては、算定方法に間違いのある積算内訳書による入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札回数は、3回までとする。
- (7) 入札は辞退できるが、辞退するときは、入札執行前にあつては入札執行前までに、入札辞退届を提出すること。入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。
- (8) この入札は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効となる。

1.5 入札に参加できない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は入札に参加することはできない。

- (1) 入札開始時間に間に合わなかったとき。
- (2) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

1.6 入札書等の記載方法等

- (1) 見積にあつては、本入札説明書並びに鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（手押し車）給付業務契約仕様書、鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（電磁調理器）給付業務契約仕様書及び鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（吸引器）給付業務契約仕様書（以下これらを「仕様書」という。）をよく確認すること。
- (2) 提出書類は、所定の様式を使用すること。
- (3) 入札書及び積算内訳書は、別紙記入例を参考に、間違いのないように記入すること。
- (4) 入札書に記入する金額については、次の品目の種別に応じ、次のとおりとする。

ア 手押し車

入札書に記入する金額については、手押し車（ボックスタイプ）及び手押し車（コンパクトタイプ）のそれぞれの1台当たりの単価（配達に係る費用その他この業務の処理に係る全ての費用を含む。）に、鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（手押し車）給付業務契約仕様書に記載された予定数量を乗じて算定した金額（以下「参考総価比較額」とい

う。)を記載すること。

なお、手押し車の入札に際しては、入札書に記載される参考総価比較額の算定基礎となった積算内訳書を入札書と同時に提出すること。

イ 電磁調理器及び吸引器

入札書に記入する金額については、1台当たりの単価（配達に係る費用その他この業務の処理に係る全ての費用を含む。）を記載すること。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（現行の消費税率10パーセントで積算し設定した金額）の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。
- (6) 仕様書に記載された予定数量は、過去の実績に基づき見込みを示したものであり、当該数量を保証するものではなく、予定数量の変動に伴う契約単価の変更は行わない。なお、品目別の過去の給付決定実績は、次のとおりである。

ア 手押し車（ボックスタイプ）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
台数	353 (13)	282 (8)	314 (6)	311 (4)	268 (7)

手押し車（コンパクトタイプ）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
台数	391 (4)	303 (4)	350 (3)	391 (4)	359 (8)

※（ ）内の数字は、桜島地域決定数。6年度は、令和7年1月末現在

イ 電磁調理器

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
台数	50(0)	40(2)	35(2)	40(2)	36(0)

※（ ）内の数字は、桜島地域決定数。6年度は、令和7年1月末現在

ウ 吸引器

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
台数	90(1)	79(0)	85(1)	110(2)	74(0)

※（ ）内の数字は、桜島地域決定数。6年度は、令和7年1月末現在

1.7 入札の方法

- (1) 入札は、10の日時及び場所にて実施するものとする。
- (2) 入札参加者が代理人である場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、入札執行者に提出すること。

なお、「手押し車」の入札に際しては、入札書を氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札件名を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出すること。

- (4) 「手押し車」の入札に際しては、(3)の封筒に積算内訳書を同封し提出すること。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名をすること。
- (5) 提出した入札書及び積算内訳書の書換え、引換え又は撤回をする事はできない。

1.8 開札

即時開札とする。

1.9 落札者の決定方法

(1) 手押し車

落札決定に当たっては、入札書記載の参考総価比較額が予定価格の範囲内で最低の価格で申し込みをした者を落札者とする。

契約書に記載する機種及び単価は、落札者の提出した参考総価比較額に対応する積算内訳書に記載された手押し車（ボックスタイプ）及び手押し車（コンパクトタイプ）の機種とし、その1台当たりの単価に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(2) 電磁調理器及び吸引器

落札決定に当たっては、入札書記載の1台当たりの単価が予定価格の範囲内で最低の価格で申し込みをした者を落札者とする。

契約書に記載する機種及び単価は、落札者の提出した入札書に記載された機種とし、その1台当たりの単価に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (4) くじによる落札の決定において、同価の入札をした者はくじを辞退することはできない。
- (5) 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱等に基づく指名停止又は暴力団排除

対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については落札者としな

20 異議の申し立て

入札書を提出した者は、入札後、仕様書、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

令和7年度 虚弱高齢者等福祉用具給付業務の概要

1 事業の目的

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

2 業務内容

① 申請及び審査・決定

(市民→市)

市民からの申請に基づき、市が対象要件に該当するか審査し、福祉用具の給付の決定を行う。

② 決定通知及び関係書類の送付

(市各課→市民)

福祉用具の給付を決定した者に、市各課から「虚弱高齢者等福祉用具給付決定通知書（決定通知書）」及び「虚弱高齢者等福祉用具給付券（給付券）」を送付する。

※市各課＝長寿支援課、各支所福祉課及び保健福祉課

③ 納入指令書の送付

(市各課→業務受託者（福祉用具サービス業者）)

②と同時に、市各課から業務受託者（福祉用具サービス業者）に「納入指令書」を送付する。

④ 福祉用具の納入

(業務受託者（福祉用具サービス業者）→市民)

ア 市各課が交付する納入指令書による指示に従い、鹿児島市全域において、給付を受ける者の住居に福祉用具を直接納入し、使用できる状態に設置する。

イ 給付を受ける者又は立会人に対して取扱方法等を十分に説明する。併せて、保証書等についても説明する。

⑤ 利用者負担額の徴収及び給付券の受領

(市民→業務受託者（福祉用具サービス業者）)

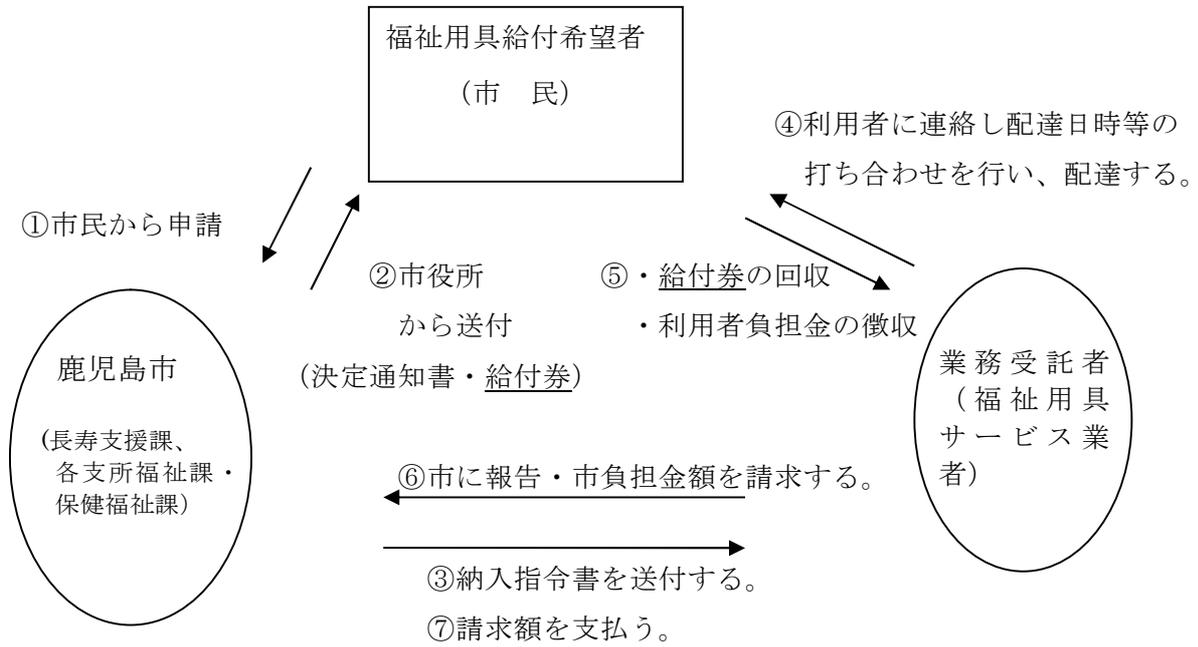
納入時に、給付を受けた者から虚弱高齢者等福祉用具給付券に福祉用具の受領の記入を受け、当該虚弱高齢者等福祉用具給付券を受領する。併せて、利用者負担額がある場合（納入指令書の利用者負担額欄に金額の記載がある場合）は、当該利用者負担額を徴収し、領収書を交付する。

⑥ 納入完了の報告及び市負担額の請求

(業務受託者（福祉用具サービス業者）→市)

毎月の納入完了の実績を、納入した月の翌月の10日までに、納入指令書を交付した市各課に対して、必要事項が記入された虚弱高齢者等福祉用具給付券を提出することにより報告する。併せて、市負担額（納入指令書の市負担額欄に記載された金額）を所定の請求書により請求する。

※ 福祉用具給付業務の流れ



様式第4 (第5条関係)

虚弱高齢者等福祉用具給付券			
1 給付番号	給第 号	2 発行 年 月 日	年 月 日
3 対象者氏名		4 世帯の生計 中心者氏名	
5 種 目 名	6 生計中心者が支払う額	7 市負担額	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
8 納入業者名		9 納入業者 の住所	(電話 -)
上記のとおり決定する。			
鹿児島市長 下 鶴 隆 央 印			

.....切取り線.....

10 検収者	職名		用具受領者氏名 12 対象者との続柄	() 年 月 日
	氏名	印		
11 検収年月日	令和 年 月 日	受領年月日		
13 業者の納入した日	14 生計中心者から受領した額	15 受領業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日		
16 給付番号	給第 号			

注1 この券は、用具納入の際の引換券になりますので、大切に保管してください。
 注2 本券は、1から11まで及び16については市長寿支援課が、12については受領者が、13から15までについては納入した業者が記入すること。